



中小企業の為の経営のヒント

# 菅原会計事務所通信

2016年11月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## 医療費控除の特例

今年も早いものでもう11月となり、確定申告の時期が近くなってきました。医療費控除を受けるために確定申告をされている人も多いかと思います。

医療費控除とは、1年間（1月1日～12月31日）に支払った医療費が生計を一にする家族の分と合わせて合計10万円（所得が200万円未満の人は所得の5%）を超えた場合、確定申告をすることにより一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。

この従来の医療費控除の特例として、平成29年1月から新たにセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が施行されます。薬局などで購入する特定の市販薬の年間購入額が合計1万2千円を超えた場合に、一定の金額の所得控除を受けることができます。

### ☆対象となる特定の市販薬とは？

この制度の対象となる製品のパッケージには、このようなマークが表示されるようになります。購入のときの参考にしてください。



平成29年分の確定申告から適用されるこの制度。これまでは医療費が原則10万円を超えなければ活用できなかった医療費控除ですが、この医療費控除の特例により、確定申告することで所得控除が受けられる可能性があります。

これからは医療費のレシート（領収書）をこまめに保管しておくようにしてください。

（青山 記）

